

砂押川中流部流域治水部会 規約（案）

（設置）

第1条 仙台湾圏域流域治水協議会（以下、「協議会」という）の下に、「砂押川中流部流域治水部会」（以下、「部会」という）を設置する。

（目的）

第2条 部会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、砂押川中流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を計画的に推進するための具体的な整備の検討や課題共有などを行うことを目的とする。

（部会の構成）

第3条 部会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

（部会の実施事項）

第4条 部会において実施する事項は、以下のとおりとする。

- 1 砂押川中流域で行う流域治水のための具体的な整備の検討、課題の共有
- 2 砂押川中流域の減災に向けた取組方針の推進の検討
- 3 部会での検討や実施結果の協議会への報告
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

（会議の公開）

第5条 原則非公開とする。協議会へ報告することにより公開をみなす。

（事務局）

第6条 部会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 部会の事務局は、土木部河川課、仙台土木事務所で行う。

（雑則）

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については部会で定めるものとする。

（附則）

第8条 本規約は、令和5年7月26日から施行する。

令和6年 月 日から施行する。

別表 1

(構成員)

仙台市危機管理局防災・減災部 減災推進課長
経済局農林部 農業土木課長
都市整備局計画部 都市計画課長
建設局下水道建設部 河川課長
建設局下水道建設部 下水道計画課長

多賀城市総務部危機管理課長
都市産業部都市計画課長
都市整備課長
産業振興課長
上下水道部施設整備課長

利府町総務部危機対策課長
経済産業部農林水産課長
都市開発部都市整備課長
都市開発部施設管理課長
上下水道部上下水道課長

宮城県農政部農村振興課総括課長補佐
土木部都**都市環境課**総括課長補佐
土木部河川課**総合治水対策専門監**
仙台土木事務所河川部長

(事務局)

宮城県土木部河川課
宮城県仙台土木事務所河川部